

大和市告示第42号

大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱及び大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱及び大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部を改正する要綱

（大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部改正）

第1条 大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱（平成29年大和市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

プログラムごとの目的及び概要

1 運動機能向上プログラム

項目	内容
目的	利用者が、日常生活の維持及び改善のために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得により加齢に伴う骨格筋量の低下（以下「サルコペニア」という。）及び心身の虚弱（以下「フレイル」という。）の改善を図ることにより、自立した生活を続けられるように支援を行う。
概要	(1) サルコペニア及びフレイルの改善のために、ストレッチング、バランス運動、筋力増強運動等を組み合わせて実施する。 (2) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

2 口腔機能向上プログラム

項目	内容
目的	口腔機能の虚弱（以下「オーラルフレイル」という。）の改善を通じて、いつまでも食事を味わい、楽しむことができ、及び安全な食生活の営みができるよう支援を行う。
概要	(1) オーラルフレイルの早期発見及び改善を図るため、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援並びに摂食及び嚥下機能等の向上支援を実施する。 (2) 口腔の専門職による口腔内の評価を実施する。 (3) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

3 栄養改善プログラム

項目	内容
目的	食事及び栄養指導を通じて低栄養状態の予防及び改善を図ることで、自立した生活を送り続けられるように支援を行う。
概要	(1) 低栄養状態の予防及び改善を図るため、自立支援のための食事及び栄養指導を実施する。 (2) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

(大和市通所型サービスC (短期集中予防サービス) 事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市通所型サービスC (短期集中予防サービス) 事業実施要綱 (平成30年大和市告示第63号) の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

プログラムごとの目的及び概要

1 運動機能向上及び栄養改善プログラム

項目	内容
目的	利用者が、日常生活の維持及び改善のために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得により加齢に伴う骨格筋量の低下（以下「サルコペニア」という。）及び心身の虚弱（以下「フレイル」という。）を改善すること並びに食事及び栄養指導を通じて低栄養状態の予防及び改善を図ることにより、自立した生活を続けられるように支援を行う。
概要	(1) サルコペニア及びフレイルの改善のために、ストレッチング、バランス運動、筋力増強運動等を組み合わせて実施する。 (2) 低栄養状態の予防及び改善を図るため、集団的な栄養教育等を実施する。 (3) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

2 運動・口腔^{くわう}機能向上プログラム

項目	内容
目的	(1) 利用者が、日常生活の維持及び改善のために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得によりサルコペニア及びフレイルを改善することにより、自立した生活を続けられるように支援を行う。 (2) 口腔機能の虚弱（以下「オーラルフレイル」という。）の改善を通じて、いつまでも食事を味わい、楽しむことができ、及び安全な食生活の営みができるよう支援を行う。
概要	(1) サルコペニア及びフレイルの改善のために、ストレッチング、バランス運動、筋力増強運動等を組み合わせて実施する。 (2) オーラルフレイルの早期発見及び改善を図るため、口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援並びに摂食及び嚥 ^{えん} 下機能等の向上支援を実施する。 (3) 口腔の専門職による口腔内の評価等を実施する。 (4) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

3 心身機能向上プログラム

項目	内容
目的	利用者が、フレイルの改善及び認知機能低下を予防するために、運動習慣及び知的活動を積極的に取り入れた活動的な生活習慣を獲得し、認知症の発症を遅延できるように継続的な取組として自己管理していくための支援を行う。
概要	(1) フレイルの改善のために、ストレッチング、バランス運動、レクリエーション運動、筋力増強運動等を組み合わせて実施する。 (2) 認知機能低下を予防するため、一般的な運動プログラムのほか、コグニサイズ、認知的活動のプログラム等を実施する。 (3) プログラムの事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。